

第七四回

参第一〇号

大気汚染防止法の一部を改正する法律（案）

大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第六項中「、鉛」を「及び窒素酸化物並びに鉛」に改める。

附則に次の一項を加える。

（昭和五十一年四月一日以後に係る自動車排出ガスの量の許容限度）

12 第十九条第一項の規定により環境庁長官が昭和五十一年四月一日以後に生産される自動車の自動車排出ガスの量の許容限度を定めるに当たっては、専ら人の運送の用に供する乗車定員十人以下の自動車（揮発油又は液化石油ガス（プロパン又はブタンを主成分とするガスを液化したものをいう。）を燃料とするものに限る。）については、次の各号に掲げる自動車排出ガスの量を同一の型式の自動車ごとに算術平均をした値がそれぞれ当該各号に掲げる値以下となるように定めなければならない。

一 一酸化炭素 一キロメートル走行当たり二・一グラム

二 炭化水素（排気管から大気中に排出されるものに限る。）一キロメートル走行当たり〇・二五グラム

三 窒素酸化物 一キロメートル走行当たり〇・二五グラム

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

自動車排出ガスによる大気汚染の状態にかんがみ、昭和五十一年四月一日以後に生産される自動車の自動車排出ガスの許容限度を厳しくする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。